

資料提供	
平成18年6月9日	
担当課	財政課
担当者	神門
電話(内線)	7043

平成18年6月定例県議会付議案

議案第 1号 平成18年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 5号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(福利厚生室)

地方公務員災害補償法の一部が改正され、常勤職員の公務災害補償に係る通勤の範囲及び障害等級について所要の改正が行われたことにかんがみ、議会の議員その他非常勤職員の公務災害の範囲について同様の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 6号 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

(行政経営推進課)

公の施設の指定管理者を選定するに当たり、審査委員会の審査結果に対する異議申出の制度を設けるとともに、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止命令を行った場合の県直営の施設管理の措置等を定めるほか、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県税条例の一部改正について(税務課)

ゴルフ場利用税、自動車税及び自動車取得税について所要の改正を行うものである。

(ゴルフ場利用税)

・等級8級(1人1日当たり300円)を新設し、コース平均距離を課税等級決定区分に加え、230m未満のショートコース施設の負担を軽減。

例：現行7級適用ゴルフ場で、コース平均距離が230m未満の場合
1日1人当たり 400円 300円 ほか

[公布施行]

(自動車税・自動車取得税)

・障害者自立支援法の一部改正に伴い、課税免除の対象車両を整理。

例：原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する車両

身体障害者授産施設で使用する車両 障害福祉サービスの用に供する車両 ほか

[平成18年10月1日施行]

議案第 8号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(障害福祉課)

児童福祉法の一部が改正され、障害児に対し知的障害児施設等が同法による保護、治療等のサービスを提供した場合における国・県の負担額が定められたことに伴い、当該障害児の保護者が当該施設に納めるべき使用料を定めるほか、所要の改正を行うものである。

(概要)

・厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額
・食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用等

[平成18年10月1日施行]

議案第 9号 災害遺児手当助成条例の一部改正について（子ども家庭課）

児童扶養手当法の一部が改正され、災害遺児の定義に係る養育者の障害状態の程度の根拠が児童扶養手当法から同法施行令に変更されたことに伴い、当該根拠の引用部分について所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 10号 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について（労働雇用課）

受益と負担の公平確保を図るため、県立高等技術専門校の普通課程に係る入校及び在籍について、新たに授業料等を設定するものである。

（概要）

- ・入校選考手数料 2,200円
- ・入 校 料 5,550円
- ・授 業 料 111,600円/年

[平成19年4月1日施行 ほか]

議案第 11号 鳥取県公共事業評価委員会条例の一部改正について（建設事業評価室）

公共事業の計画作成段階における透明性及び客観性を高めるため、県が実施しようとする公共事業について鳥取県公共事業評価委員会による事前評価を行うことに伴い、委員会の設置目的及び所管事務について所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 12号 工事請負契約（若鏑谷川通常砂防工事（排土工））の締結について（治山砂防課）

工 事 名：若鏑谷川通常砂防工事（排土工）
工 事 場 所：八頭郡智頭町大字市瀬
契約の相手方：若鏑谷川通常砂防工事（排土工）こおげ・中一・谷口特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：664,351,800円
工事完成期限：平成19年3月15日

議案第 13号 財産を無償で貸し付けること（県職員片原宿舎）について（管財課）

貸 付 先：日本赤十字社鳥取県支部

貸 付 財 産：普通財産

種 類	所 在 地	数 量
建 物	鳥取市片原五丁目 177番地	1戸 (81.6㎡)

貸 付 期 間：平成18年7月16日から平成23年7月15日まで

無償貸付理由：日本赤十字社鳥取県支部は、災害対策基本法及び国民保護法上の指定公共機関として認定されており、災害発生時等県民の救護・救援活動に必要な資機材・物品の備蓄が義務付けられている。

その活動は県と連携した災害救護活動及び人道的な救護業務であることから、備蓄倉庫として無償で貸し付けるものである。

議案第 14号 財産を無償で譲渡すること（廃道敷地及び護岸敷地）について（管理課）

相 手 方：境港管理組合

譲 与 財 産：普通財産

種 類	所 在 地	数 量
土 地 (廃道敷地)	境港市昭和町3番1地 先から6番18地先まで	8,454.56㎡
土 地 (護岸敷地)	境港市昭和町2番6 ほか2筆	17,493㎡

無償譲渡理由：境港の外港昭和地区の物流機能を強化するため、廃道敷地及び護岸敷地を境港管理組合に無償で譲渡するものである。

議案第15号 財産を無償で譲渡し、及び貸し付けること（鳥取県立社会福祉施設の建物及び用地）に
ついての議決の一部変更について（福祉保健課）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団に対し無償で譲渡することとした土地について、その後に行っ
た所有権移転登記に必要な分筆の測量の結果を踏まえ、所在地の地番及び面積を変更するもの
である。

変 更 前			変 更 後		
種 類	所 在 地	数 量	種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西 三丁目112番 ほか12筆	49,406.12m ²	土 地	鳥取市湖山町西 三丁目112番1 ほか12筆	49,399.58m ²

議案第16号 道路の修補等に伴う損害の賠償に係る和解について（道路建設課）

和解の相手方：鳥取市内 企業

和解の要旨：和解の相手方は、損害賠償金704,550円を県に支払う。

和解の概要：平成13年度3・4・8号宮下十六本松線緊急地方道路整備工事により施工
した橋りょう工事において、県が和解の相手方に発注した橋りょうの設計に
瑕疵があること、及びそれに基づき施工した橋台工事で鉄筋が過大に配置さ
れ道路整備工事の支障となっていることが判明し、修補工事を行う必要が生
じた。

県は和解の相手方に対し修補工事等に要する費用を負担させることにより、
本件損害の賠償について和解するものである。

議案第17号 専決処分の承認について

（1）平成17年度鳥取県一般会計補正予算（平成18年3月29日専決）（財政課）

補正前の額：384,378,597千円 （起債の目的の変更）

補正額：0千円

補正後の額：384,378,597千円

（2）禁止命令取消請求事件に係る訴えの提起について（平成18年3月29日専決）（公園自然課）

相手方：茨城県那珂郡東海村内 独立行政法人 日本原子力研究開発機構理事長

訴えの内容：東伯郡湯梨浜町川上地内へのウラン残土搬入禁止命令について、平成18年3
月24日に言渡しのあった鳥取地方裁判所の禁止命令取消の判決を不服とし
て、控訴するものである。

報 告 事 項

報告第 1号 平成17年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について(財政課)

件数	11件
繰越額	832,987千円

報告第 2号 平成17年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件数	130件
繰越額	20,477,838千円

報告第 3号 平成17年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について(財政課)

件数	3件
繰越額	164,003千円

報告第 4号 平成17年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件数	2件
繰越額	98,864千円

報告第 5号 平成17年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件数	1件
繰越額	28,064千円

報告第 6号 平成17年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件数	1件
繰越額	60,901千円

報告第 7号 平成17年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について(財政課)

件数	1件
繰越額	17,325千円

報告第 8号 平成17年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について(財政課)

件数	1件
繰越額	1,365千円

報告第 9号 平成17年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について(財政課)

件数	1件
繰越額	73,322千円

報告第10号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年4月4日専決)(総務課)

和解の相手方	日野町内 個人
和解の要旨	県は、損害賠償金 16,475円を和解の相手方に支払う。
事故の概要	平成17年2月1日、日野総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、前方で停車していた和解の相手方が運転する第三者所有の軽貨物自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。

(2) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成18年4月13日専決)

(住宅政策課)

相 手 方：浜坂第一団地ほか12団地 入居者19人、連帯保証人18人、保証人7人
訴 え の 内 容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払い、訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成18年5月10日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：伯耆町内 個人
和 解 の 要 旨：和解の相手方は、平成18年5月1日までに514,200円、8月末日までに661,290円を県に支払い、県はこれを確認する。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年5月17日専決)(総務課)

和解の相手方：徳島県美馬市内 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 23,048円を和解の相手方に支払う。
事 故 の 概 要：平成17年7月26日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、右方駐車場から突然進入してきた第三者が運転する和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車が破損したものである。

(5) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成18年5月23日専決)

(人権教育課)

相 手 方：米子市内 個人
訴 え の 内 容：鳥取県育英奨学資金貸付金の返還、延滞金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年5月24日専決)(道路企画課)

和解の相手方：広島市内 企業
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 60,982円を和解の相手方に支払う。
事 故 の 概 要：平成17年10月30日、和解の相手方の被代理人である鳥取市内の個人が一般国道482号を普通乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年5月24日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市内 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 16,730円を和解の相手方に支払う。
事 故 の 概 要：平成18年1月9日、和解の相手方が主要地方道秋里吉方線を小型乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年5月26日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：東京都港区区内 企業
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金207,375円を和解の相手方に支払う。
事 故 の 概 要：平成18年3月3日、警察本部刑事部捜査第二課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、路面凍結のためスリップし、和解の相手方が設置するフェンスを破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年5月26日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市内 個人
和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 420,000円を和解の相手方に支払う。
事 故 の 概 要：平成18年3月14日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車を運転中、積雪によりスリップし、和解の相手方が設置する石垣を破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年5月26日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市内 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 207,365円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年3月28日、鳥取警察署の職員が、公務のため軽特種自動車を運転中、前方で停止した和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年6月7日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市内 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 89,863円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年1月28日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車を運転中、交差点を左折する際、前方より交差点に右折進入してきた和解の相手方が運転する普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第11号 法人の経営状況について

財団法人 とっとり政策総合研究センターほか20法人

報告第12号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

財団法人 とっとり政策総合研究センターほか20法人

報告第13号 長期継続契約の締結状況について

(件 数 152件)